

給実甲第1287号

令和3年7月14日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年7月14日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係
1～11（略）	1～11（略）
12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。	12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。
(1)～(28)（略）	(1)～(28)（略）
<u>(29) 人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パ</u>	（新設）

<p><u>オリンピック競技大会の運営</u> <u>の業務に従事する職員の職務</u> <u>に専念する義務の免除) 第1</u> <u>条の規定による勤務しないこ</u> <u>との承認</u></p>	<p>13～18 (略)</p>
<p>13～18 (略)</p>	<p>13～18 (略)</p>

以 上